

建管第1791号  
令和2年(2020年)3月2日

建設業者団体の長様

北海道建設部長

新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う  
建設業法上の取扱いの明確化について

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

このことについて、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別紙のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴団体の建設業者にお知らせいただきますよう、御配意をお願いします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますので、申し添えます。

また、新型コロナウイルス感染症に関する情報については、道庁の「新型コロナウイルス感染症に関するホームページ」を御参照ください。

- 道庁建設部建設管理課のホームページ  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>
- 道庁の新型コロナウイルス感染症に関するホームページ  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/singatakoronahaien.htm>

(建設政策局建設管理課建設業グループ)